

小規模企業共済法の一部を改正する法律案要綱

第一 共済契約を締結することができる小規模企業者の範囲の拡大

共済契約を締結することができる小規模企業者の定義に、個人たる小規模企業者の営む事業の経営に携わる個人を追加すること。

(第二条関係)

第二 共済契約の締結拒絶事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約の締結を拒絶することができる事由に、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するときを追加すること。

(第三条関係)

第三 共済契約が解除されたものとみなされる事由の見直し

共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることを条件としないものとする。

(第七条関係)

第四 共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者の拡大

共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であつて、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加すること。

(第十三条関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条及び第三条関係)